

んでですから、こういうことについては、あと具体的にどういうふうにお考えになつてゐるか。現実にはスパイをやら

れている問題について。そういうことですね。

それから先ほど全然漏れちゃったのはアメリカやイギリス、フランス、スイスと四つばかり国が示されてあります。が、こういう国の憲法というのは、私は知らないんです。知らないから聞きしてるんですが、日本は確かに憲法では軍隊というものは禁止されてますよね。それで解

釈の違ひだとか言つて自衛力とか防衛力とか何とか

言つていますけれども、こういう国はどういう状況になつてゐるか。まうたと前提条件が日本と同じなのかどうかです。私は違ひのじゃなやかと感じております。

けれどもそのへんは当然にお調べになつてゐると思ひますので、お隠しにならずに教えていただきたいと思ひます。

私はどちらかと申しますと、憲法に触れてゐるものと憲法に禁止されてゐる、こういうものが同一に論じてゐる。全

くすりかえをされたような気がしてならないんです。

までの言、てゐることを聞きますと、この点についてもう一度

お聞きしたい。

それから先ほどの追加してお聞きしたいが、ではこの

スパイというの、かゝりませんけれども、スパイという

のは人間だというふうに規定すれば、だれを、どこの人種

といひますか、それは日本人をスパイというふうにし

て処罰するの、スパイ防止法というの。この際もう一

つ追加して聞きたいんですが、たとえば外国人もそ

ういうことで、この法で規制するかどうか、その辺のこと

この際お聞きしたいと思ひます。

ありませんので、ちょっと余分な答弁だったんじゃないか
と思います。その分肝心のお聞きしたところがたんとす。
それから世の中一般に情報公開の方向に向かう
おりますが、こういう中では、全く逆向きになってしま
うんじゃないかと思うんですけども、そういう点でのスバ
リ防止法と情報公開の整合性はあるのかないのか。こ
ういうことは相反するのかどうか。こういう点をもっ
ちょうと明確に教えていただきたいと思っています。
それから私はいろいろお答えいたしたんで聞きましょう
したかと思えますけれども、現憲法のもとで、そういうス
パイ防止法というのは可能なものかどうなのか。中身がま
だ発表されておりますのでわかりませんが、中身がま
法のもとで制定可能なものでスパイ防止法はつくられる
のかどうなのか。そのへんもお聞きしたいと思っています。
○二十四番（塩野鉄之助君） スパイ防止法の内容についてと

いうことで受けいれども、これはやはり私たちが見る目と、松山
 さんが見る目とは違うというふうに私は思っております。
 ですから見解の相違だということ。たとえばそういうことに
 ついて、お互いに思想的に違うわけです。はつきり言え
 るからあなたに対してその質問についても、やはり見
 解の相違で、どういうふうに考えるのか。どういうふうに考
 えてるんだということもあるでしょう。ことにあなたに、いまの
 ような形であなたが提案したとき質問してくると、あ
 りいはあなたもそういうのは見解の相違だ。見解の相
 違だというふうに私は思います。納得がいかない点があ
 るとあると思います。紙を出すなよ。議長、傍聴席から紙
 静止したほうがいいです。何ですか、あれは、注意して
 なんか降らしつゝいるよ。何ですか、あれは、注意して
 と呼ぶ者あり。議長、静粛にお願いします。

○二十四番（塩野鉄之助君）（続）それからここに書いてあるということですが、説明が足りなかったでしょうがこれは共産圏諸国はもろろんのことということでありますので、国には国の憲法があると同じように、それなりのものを私はアメリカとか、あやうくそれなりの、秘密の漏洩を防ぐ防衛策というふうな形で憲法に近いものがあるんじゃないか。やはり国を守るために自分たちの民族を守るためには、それなりの法というのか、防衛といいますか、そういうものがあると思います。防衛という言葉は要するに字のとおりです。防いで守るということでしょうか。（「あの紙は傍聴席から来ているんですよ。注意しなさいよ。」と呼ぶ者あり）

○議長（末次任男君）　そういうものを投げては困ります。

す。（傍聴人に対して「退場、退場、なんだその態度は……」と呼ぶ者あり）

○二十四番（塩野鉄之助君）（続）現憲法では、民主的な憲法でありますので、これは平和を維持し、自由を守る憲法であります。そして、もしも今回は戦争を放棄してあるわけですか。そういうことです。それについて、先ほど防衛ニ法安不について、これは憲法に抵触しないということでありますし、自衛隊も現にあります。それからスパイ防止法の内容とということですが、これは幅が広いんです。やはりわれわれが考えられていることと、あなたの方で考えられていることについて、やはりスパイ防止法と言えども、そうなるんじゃないかと思えます。

それからさっき衛星が飛んでいるうんぬんということ、これは松山さん非常に勉強されているが、それによつてこれを感知されて、そういうものがあるからスパイ防止

法は必要ないんじゃないかということですが、それ以外のこともあるわけです。そういうことに付いては防衛のこともありますから、防衛だけじゃありません。やはり産業にしても経済にしてもそれぞれ自分たちが先進国に追いつくために、それなりの力と努力と、そういうものをやはり知らねたんじゃないということ、それはスパイと云ふことの内容なので、まあ、深い意味はありませんけれども、そういうことです。

これは現憲法のもとで可能なかということですが、これは国会で憲法改正ということとは論議されるでしようけれども、私はそういうことに付いては、憲法うんぬんと言ふことは私は言つてありません。

それからスパイをする者は外国人もやるのかということですが、これは私もこの国の人かやるということも限定しているわけではありません。これは日本人だけではあり

ません。やはり日本人だけではなくて、いろいろの各国の人がや、てゐるかどうか。それについて私はその範囲内はわかつておりません。しずれにしても特定の人が国の秘密とかそういうふうなものを探ることに付いて、スパイと云ふふうに言つただけです。

国家機密ということに付いても、それはそこまで地方議會会でその内容についてうんぬんなんていうことについて幅が広いので、国家機密と云ふのは新聞等に出てくるのであつて、そういうことをうんぬんということを私はお答えすることはできませんし、知ってるだらうといふことで言われますけれども、私も専門家はありまさんので、要するに社会が言われることであつて、そういうことについては、やはりスパイ防止法も防止法ということになるから大まかなるんです。結局はこれもやはり一つの文字と云ふ事です。こういうことについては、法ということも制定して

もう一方がいいのではないかということです。

それでは、答えにならないですが、松山さんと私では見解が違ふんですから。以上をもって答えになってませんけれどもお答えいたします。

○議長（末次性男君） 質疑者に申し上げますが、自分の意見というものは禁止されております。質問者は意見をなるべく少なく。

○十三番（松山清君） また答えていたなかなかたんですが、総括的なということではうが、今度はどうしてもお聞きしたいんです。

そのアメリカ、イギリス、フランスなどの憲法規定はどういうふうになってあるか、さうきから聞いてあるんです。これで三回目ですね。

こういうことが憲法で軍隊なんかどうなっているか、さうふうに見ますと、日本が一応さうきもお認めいただいた

軍隊を禁止されているような国とどう違うか、論議するのでも、前提条件は違ってくるのではないか。論議のありかえを、ここで私はやっているんだらうと思ふんです。私はずうふうな考えなんですけれども、その辺でもうちょっと三回目ですが、この問題についてお答えいただきたい。解説していただきたい。評論といいますか、していただきたい。ことで、これはぜひ次にお知らせいただきたい。

それからいろいろ質疑している中でスパイ防止法の内容については、自分の全く知らないものだから、国会で決めてほしいとずうとおっしゃるわけなんですけれども、さういふ及ぶ範囲と

いうのは産業や経済にも関係するんだと。またこれは日本人というふうなもので特定するわけではなくて、いろいろな国の人も処罰の対象に含むというような御答弁だったようですけれども、さうしてきますと、さういふことをお聞きしてきますと、これも現憲法のもとでも差し支えな

いんじゃないかということをおっしゃっていらっしゃるところを見ますと、やはりスパイ防止法の内容についてはお知りになっておられるんじゃないか。

先ほど私言っておるんですよ。現在のスパイ防止法のルーツというのが、どうも一九八〇年のスパイ防止法要綱ですが、そういうふうなものが一つのルーツになっているように感じますけれども、この際議事録には、きり残しておきたいんで、その文について読め上げていただきたいと思ひます。どういふものなのか。なんか抽象的なものをスパイ防止法というものを論ずるんじゃないかと、そこで何を言ってるのか。一つのルーツになっているわけですね。現在のスパイ防止法というやつは、それを読め上げていただいて結構ですから、この際議事録に明確に残しておきたいと思うんですね。わけのわからないスパイ防止法を論議したと言われたのでは困りますのでね。
それ山から、それは見解の相違というふうなことでは、しよ

うがないと思います。ですから事実でみるものについては、事実をありのまま述べていただきたいと思うんです。見解の相違ということは質問する前からあるわけですから、その点だけ一つ細かく聞かせようと思ひます。
お読みになつても結構です。

一応これをもう私の質疑といいたします。

議長へ末次性男君一暫時休憩いたします。

午後九時三十一分休憩

秘密に限定し、二番目は外国に通報する目的でこれを不当な手段で探知収集した者は公務員、民間人を問わず二年以上の有期懲役に処する。この防衛秘密を漏れし者には罰を受け、この防衛産業従業者が対象となる。民間人は含まないという限定も十年以下の懲役とする。二番目はアメリカ、イギリス等の憲法の内容と日本憲法の対比について、

午後十時一分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を行います。

○二十四番（塩野鉄之助君） 先ほどの松山議員の質問に対してお答えいたします。

ルーツは、要するに一九八〇年の自民党の国会に出されましたこのことについて
のルーツという御質問でございました。
これは宮永事件の後に自民党で出されましたことについてのこれを読みあげますけれども、要綱の骨子ですけれども、外国の秘密を含ます防衛秘密に限定し、二番目は、外国に通報する目的でこれを不当な手段で探知収集した者は、公務員、民間人を問わず二年以上の有期懲役処罰と、この防衛秘密を漏らして処罰を受けるのは、同秘密を取り扱うことを業務とする者、防衛庁の職員、防衛産業従業員等が対象で民間人は含まないということ限定し、十年以下の懲役とすると、二番目アメリカ、イギリス等の憲法の内容と日本憲法の対比について、アメリカ、イ

ギリスは軍隊を保持している国でございまして、それ以外の憲法があります。日本は御承知のとおり憲法第九条によって戦争放棄ということに決まっておりますので軍隊は持っておりません。ただし国会で聞いております防衛二法案について自衛力を持つものとして自衛隊があるものであります。以上で私の答弁を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっておりまして、議案第三十四号については、この際、質疑を打ち切り、直ちに討論に入られんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○二十三番（関 米吉君） ただいまの動議に反対いたします。まだ十分審議が尽くされておりません。質疑の継続を求めます。

（「賛成」と呼ぶ者もあり）

○議長（末次性男君） ただいま質疑打ち切りと質疑継続の動議が提出され、いずれも成立いたしました。が、現状維持の原則により質疑継続について起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は動議のとおり質疑を継続することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（末次性男君） 起立少数であります。（「議長。議長」と呼び、その他発言する者多し） よって本動議は否決されましたので、質疑は打ち切りといたします。（「答弁しろ、答弁……」そのとおり」と傍聴人中呼ぶ者あり）

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は発言することを禁止されておりますので静粛に願います。

なお、議長命令に従わないときは、地方自治法第百三十条の規定により退場を命じますから念のため申し上げます。（「私は塩野議員の……」と呼ぶ者あり、その他傍聴人中発言する者多し）

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から

発言を願います。二十三番 関 米吉君。(「質疑を打ち切ったこと自体が間違っている」と傍聴人中呼び、その他発言する者多し)

○二十三番(関 米吉君) このままでは討論の発言ができませんので、議長、議場を整理願います。

○議長(末次性男君) 静粛に願います。(「傍聴人中発言する者多し」)

○二十三番(関 米吉君) 反対討論に対して御指名をいただきましたけれども、議場をいさ少し整理していただかないと発言できませんので、その点よろしくお願いいたします。

○議長(末次性男君) 静かになりましたのでやうください。

(二十三番 関 米吉君登壇)

○二十三番(関 米吉君) それでは本議案に対する反対討論を行います。

まず本議案が従来の良識ある福生市議会の議会ルールの慣行を無視し、突如として上程されたことは誠に遺憾であります。(「そのとおり」と傍聴人中呼ぶ者あり)

この意見書の内容は、兵器の製造や兵員配置等のいわゆる防衛秘

密を守るため、スパイ防止法の法制化を促進するのを要請するというものであります。すなわち、軍国主義時代における機密保護法と同種のもの

を制定せよというものであります。

現在、平和憲法を護持するわが国には、軍事機密は存在しておりません。一昨年四月二日、自民党がスパイ防止法案の要綱をまとめ、以来、

各マスコミや世論は一斉にこの要綱に反撃をいたしております。同年四月五日朝日新聞の社説は、民主主義を自壊させる危険性を持つ法律案である。また同日付読売新聞の社説においても機密の概念や認定方法がきわめて不明確であり、乱用の恐れがある。さらに十八日付アサヒジャーナルは、国民の知る権利や行動の自由が侵害され、国民は防衛についての正しい認識から遠ざけられる。さらに情報公開の時代に逆行するものであると断じて、この法律制定化の危険性を厳しく警告していること

は御承知のとおりであります。まさに、このスパイ防止法は、現在多くの国民が懸念する軍事大国化への道をさらに促進し、国家機密を守るための口実のもとに、言論表

現の自由を奪い、取材・報道等も抑圧されかねない危険を有するものであると断言せざるを得ません。

すなわち、スパイ防止法の制定は、あらゆる面から見て現在に挑戦する違憲立法であり、断固として意見書提出に反対するものであります。

また、本意見書に、思想的にも不安なく平和な市民生活が永久に保障されるためにも、スパイ防止法の法制化を早急に実現するように述べられておりますが、まさにこれは逆でございます。思想的にも不安なく平和な市民生活を永久に保障するためこそ、このような法律の制定を許すべきではありません。

なお、傍聴者の皆さんも御覧のとおり、本議案に対する審議は十分尽くされておらず、質疑打ち切り動議が提出されたこともきわめて遺憾であります。(「そのとおり」と呼ぶ者あり)すでにこうした意見書の提出気運に対しては、多くの市民からも不安だ、万一この意見書が出された場合には反対していただきたいとの陳情が数多く提出されております。

すこしも御承知のとおりであります。市民の不安はまさに的中いたしました。

議員各位に訴えます。かつてわれわれが歩んだ暗い戦時下のあのファッショ的な時代を再び招来するような愚かさを繰り返さないために、そして自由かつ善良なる国民の権利が侵害されることのないよう、本議案に対し良識ある判断を示され、反対されますことを強く訴えまして反対討論といたします。(拍手)

○議長(末次性男君) 次に六番村尾栄次君。

(六番村尾栄次君登壇)

○六番(村尾栄次君) 賛成討論をさせていただきます。

本意見書については非常にむずかしい要素を含んでいると思います。憲法第九条に対する自衛隊の解釈、言論自由に対する本意見書の考え方、いろいろ意見があることと思いますけれども、私はこの議論ということよりも、現在私どものある現実的な視野に立って意見を述べさせていただきますことをお許し願いたいと思います。